

亘理都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～安心して住み続けられる安全なまちづくり～

令和5年4月

宮 城 県

亘理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

序	亘理都市計画区域におけるまちづくりの基本的考え方	1
1	都市計画の目標	2
	(1) 基本的事項	2
	(2) 都市づくりの基本方針及び将来像	3
	(3) 将来都市構造	3
2	区域区分の決定の有無	7
3	主要な都市計画の決定の方針	8
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
	(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
	(4) 防災に関する都市計画の決定の方針	11

序 亶理都市計画区域におけるまちづくりの基本的考え方

本県の南部に位置する亶理都市計画区域（以下「本区域」という。）は、西に阿武隈高地、北に一級河川阿武隈川を有し、南は山元町に隣接している。本区域では、主として比較的平たんな海岸平野が広がり集落・田園地帯が分布しているとともに、内陸の阿武隈高地との間の丘陵・微高地に市街地が形成されている。

本区域では、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波（以下、「東日本大震災」という。）による甚大な被害があったが、復旧・復興事業等により新たな市街地形成が進んだ。一方で、近年は人口減少・超高齢化の進展や自然災害の激甚化に対し、地域の活性化に向けた地域資源の活用や交流人口の増加等、地域の持続可能性を高めた安全・安心のまちづくりが求められている。

また、新・宮城の将来ビジョン（2021-2030）では、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題の解決に向けて、SDGs（持続可能な開発目標）の「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容を本ビジョンの理念や施策に反映し、取組を進めていくこととしていることから、本圏域においても同様の取組が求められる。

このような認識のもと、本区域では、以下をまちづくりの基本的考え方とし、これらに基づきながら本圏域の整備、開発及び保全を推進する。

○ 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり

人口減少・超高齢社会が進む中でも、土地利用や生活サービス機能の適切な誘導・配置、インフラの長寿命化により、持続可能なまちづくりを進める。

○ 災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり

復興事業等により整備した市街地やインフラを、将来においても地域の骨格・拠点として維持し活用し続けていくとともに、被災時の経験等を活かし、より安全・安心なまちの実現に取り組む。

○ 交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり

人口減少が進む中、地域の活力を支えていくため交流人口の拡大がより一層必要となることから、ワーケーションやマイクロツーリズム等新たな生活様式の動きを踏まえつつ、官民協働により特色ある地域づくりを進めていく。

○ 「富県宮城」の実現を図るべく、地域経済の更なる成長に向けたまちづくり

復興需要の収束が地域経済の失速につながらないように、各種産業の活性化、6次産業化等、地域経済の成長に向けたまちづくりを進めていく。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね20年後の令和22年を目標年次とし、本区域における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標等については、おおむね10年後の令和12年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域は、人口、土地利用、交通等の配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域とし、亶理町の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲及び規模は次のとおりである。

■ 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
亶理都市計画区域	亶理町	行政区域の一部	7,000 ha	7,360 ha

資料：令和2年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

■ おおむねの人口

区 分	基準年	令和22年
都市計画区域内	33.1千人	27.7千人

※1 基準年は令和2年。

※2 都市計画区域内人口は国勢調査を基に抽出・集計（100人未満を四捨五入）。

(2) 都市づくりの基本方針及び将来像

本区域は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、被災した住民の生活や、いちご等の特産品・水産業等の地域産業の再建を図るため、防潮堤、河川堤防に加えて高盛土道路等の多重防御施設整備による津波対策を進めた。

今後は、人口減少・超高齢化が進む中、亘理駅周辺地区、逢隈駅周辺地区、荒浜地区の既成市街地での人口集積及びその他の既存集落の維持を図るとともに、新たに形成された市街地における適切な土地利用誘導を進めることで、都市機能が適切に配置され生活利便性に優れた、災害に強いコンパクトなまちづくりを進めていく。

また、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、地震・津波災害に加えて水害や土砂災害への対応の必要性が高まっており、内陸部の河川改修や下水道の強化、災害危険度の高い地区の立地制限等、総合的な災害対策を進める。

さらに、災害時の緊急輸送や、地域産業の流通及び人的交流を支えていくため、常磐自動車道や国道6号等の本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、交通の基軸となるJR常磐線を活用するとともに、コンパクトなまちづくりを支えるデマンド型交通等の公共交通ネットワークの維持・充実に努めていく。

あわせて、本区域の豊かな自然環境、自然風景を維持・保全し、未来へ継承していくよう努める。

これらを踏まえ、以下に示す基本方針と将来像により、まちづくりを推進していく。

■ 都市づくりの基本方針及び将来像

《都市づくりの基本方針》

- ・ 災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり
- ・ 人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくり
- ・ 本区域の骨格を形成する道路ネットワークの強化と道路・交通体系の維持・充実
- ・ 豊かな自然環境に配慮し、水と緑に親しむ空間を町全体に確保・維持

《将来像》 **安心して住み続けられる安全なまちづくり**

(3) 将来都市構造

都市づくりの基本方針及び将来像を踏まえ、本区域の将来都市構造を次のとおりとする。

■将来都市構造



① 拠点

拠点名	位置づけする場所等	方針
公共公益拠点	○町役場周辺	○町の公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるように、関連する町役場やその他の公共サービス施設の集積を図る。
観光・交流拠点	○鳥の海の周辺	○鳥の海周辺一帯は、水産資源やマリンスポーツ等の観光資源を有していることから、わたり温泉鳥の海を拠点と位置づけ、公園緑地やサイクリングコース等の整備を図り、観光拠点化を推進する。
歴史・文化拠点	○史跡三十三間堂官衙遺跡、亘理領主伊達氏歴代墓所、天然記念物「シイノキ」等の文化財	○歴史に親しむ教育・観光交流拠点となるように適切な基盤整備を行うとともに、歴史的資源を活かす景観形成を推進する。
工業拠点	○亘理中央地区工業団地（高屋地区）をはじめとした、既存工業団地	○団地周辺の交通環境の整備、新規工業・流通系市街地の形成により、一層の産業機能の強化を図る。

② 交通・連携軸

軸名	位置づけする場所等	方針
鉄道軸	○JR常磐線	○圏域間及び都市間における交流を促進する主要な公共交通軸として、利用の促進を図る。 ○亘理駅、逢隈駅においては、駅周辺エリアの市街地と連携し、交通結節点としての機能と利便性の強化を図る。 ○浜吉田駅においては、災害公営住宅や既存住宅地の交通結節点としての機能と利便性の強化を図る。
幹線道路軸	○常磐自動車道、仙台東部道路、国道6号、主要地方道及び一般県道	○都市間の連携や各拠点を結び一体的な生活圏を形成するための広域的な交流を支える軸として、役割に応じたネットワークとなるよう整備、保全を図る。
広域連携軸	○常磐自動車道（1・3・1仙台東幹線、1・3・2山元亘理幹線） ○国道6号（3・4・1国道幹線）	○亘理町の骨格をなす軸として、地区の利便性・安全性の確保や、亘理I.C.周辺における沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。

都市間連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道10号塩釜亘理線 (3・4・4茨田祝田線) ・ 県道14号亘理大河原川崎線 ・ 県道38号相馬亘理線 ・ 県道52号亘理村田蔵王線 	○町の各拠点から各都市間のネットワークの強化を図る。
地域間連携軸 (生活軸)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般県道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道122号亘理停車場線 (3・4・5駅前大通り線) ・ 県道123号荒浜港今泉線 ・ 県道224号吉田浜山元線 ・ 県道269号亘理インター線 (3・3・14亘理インター線) ○都市計画道路 <ul style="list-style-type: none"> 3・4・2亘理中央線 3・5・8荒浜築港線 3・5・11箱根田東線 3・4・12駅東大通り線 3・4・13駅東裏城戸線 	○各拠点間のネットワークの強化を図る。

③ 土地利用ゾーニング

ゾーン名	位置づけする場所等	方針
市街地ゾーン	○用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ○亘理駅周辺、逢隈駅周辺、荒浜地区の既成市街地について、都市基盤の整備、維持により、土地利用の増進を図り、各地区の個性や資源を活かしたコンパクトな市街地の形成を進める。 ○定住人口の受け皿としての新規住宅地の提供を図る。
田園・集落活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸平野に広がる優良農地 ○用途地域区域外の既存の住宅地 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の営農環境の維持・再生を図る。 ○既存住宅地は、都市的基盤の整備と防災性の向上と周辺の良い田園環境との共生を図る。
自然環境保全・活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○仙台湾海浜県自然環境保全地域、国有林、保安林等を含む沿岸地域 ○阿武隈高地の山林・樹林地 	○環境保全に留意し、森林資源の保全及び有効活用に努め、観光・交流の場の整備を促進する。

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の理由から区域区分を定めないものとする。

- ・ 都市規模が比較的小さく、かつ、人口が減少すると予測され、今後、無秩序に市街地が拡大するおそれが低いと見込まれること。
- ・ 関連する法令等により、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

都市基盤が整っている既存・新規市街地に、行政・商業等の都市機能の集積を進め、無秩序な機能拡散を防ぎ、コンパクトなまちづくりを進める。

また、既存市街地を中心に人口集積に努めるとともに、新たに形成された市街地とスムーズに連携し、両市街地が一体となった市街地を形成する。

特に、役場庁舎等が立地する新たに形成された市街地周辺や（主）塩釜亘理線沿道、亘理中央地区工業団地周辺等、都市的土地利用が進んでいる地域では、用途地域の指定や地区計画の活用を検討するなど、適切な土地利用を誘導していく。

一方、近年の気象変動等に伴う災害リスクの高まりも踏まえ、災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の法指定区域、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための保安林を中心に、各法令の規制内容に応じて開発を抑制する。

② 主要用途の配置の方針

i 商業地

国道6号及び（主）塩釜亘理線の沿道は、恵まれた交通条件を活かした幹線沿道の商業業務地として小売業、飲食店、業務施設の集積を図る。また、荒浜漁港周辺等においては、水産業や観光・レクリエーション機能を活かした拠点の形成を推進する。

ii 工業地及び流通業務地

国道6号、（主）塩釜亘理線、常磐自動車道亘理I.C.や鳥の海S.I.C.等の恵まれた交通条件を活かして産業の集積に努め、周囲の環境の維持・保全に配慮しながら、環境の悪化をもたらすおそれの少ない施設の立地を促進する。また、工業用地の周辺には緩衝緑地の確保に努める。

iii 住宅地

既存市街地の亘理駅周辺、逢隈駅周辺を中心に人口の集積に努めることにより、コンパクトなまちづくりを進める。

また、オープンスペースの確保や、道路等の公共施設の整備を進め、居住環境及び防災性の向上を図るとともに、荒浜地区では、漁港周辺等の拠点と連携し、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努める。

③ その他の土地利用の方針

i 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的優良農地や圃場整備が行われた農地等の優良農地は、農業振興地域制度との整合を図りつつ、保全を基本とし、無秩序な開発の抑制を図る。

ii 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険性の高い地域において、各法令の法規制内容に応じて開発を抑制する。

iii 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

沿岸部・丘陵部の自然豊かな環境を有する地域では、自然環境の維持・保全を図るため、既存集落を除き開発を抑制する。

iv 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域以外の地域でも、国道6号沿いや平野部の農地内に集落が点在しており、これら地域では集落維持に必要な住宅の立地を許容する。

特に浜吉田駅周辺では、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努めるとともに、町域南部の拠点として機能集積を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道等の本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、JR常磐線も含めた総合的な交通ネットワークを活用するとともに、少子高齢化に対応するよう、デマンド型交通等の公共交通ネットワークの維持・充実に取り組む。

② 主要な施設の配置の方針

本区域の骨格を形成する常磐自動車道、国道6号、(主)塩釜亘理線、(主)亘理大河原川崎線、(主)相馬亘理線、(主)亘理村田蔵王線、(一)亘理インター線、(一)亘理停車場線を位置づける。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

■ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	整備区間等	事業主体
補助幹線道路	3・4・3南町鹿島線	油田～堀ノ内	亘理町

2) 下水道の都市計画の決定の方針

① 基本方針

汚水の排除、処理については、宮城県生活排水処理基本構想に基づき、公共下水道及びその他の下水道類似施設等の汚水処理施設を組合せ、整備するとともに、公共下水道事業計画に基づき、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、全ての計画区域について処理可能となるよう効率的な施設整備を行う。また、耐用年数が経過した施設については、改築・更新や施設の耐震化等を図っていく。

また、雨水の処理については、水害が多い現状を踏まえて、雨水管の整備による内水対策の推進を図る。

② 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

■ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称
下水道	亙理町流域関連公共下水道

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域の優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸等の保全を図るとともに、整備された公園・緑地の保全・活用や、住民参加による維持管理を促進し、海、山、川の優れた自然と調和した都市の形成を目指す。

また、市街地を中心に、緑や景観に配慮した居心地がよく歩きたくなるまちづくりについても取り組んでいく。

② 主要な自然的環境の配置の方針

i 環境保全系統

仙台湾海浜県自然環境保全地域の海岸線や、愛宕山緑地環境保全地域を望む本区域全体に広がる丘陵地、阿武隈川や鳥の海等の水辺空間の保全を図る。また、日常生活に身近な自然的環境である公園・緑地の維持・再生を行うほか、公共施設用地等における緑化の充実を図る。

ii レクリエーション系統

既存の都市公園のほか、今後整備される公園・緑地の整備・維持管理に努め、魅力的な資源である海を活かしたレクリエーション拠点の整備を推進する。

iii 防災系統

東日本大震災後に整備された防災公園や海岸防災林・保安林等について、適正な維持管理の他、周知の充実や避難訓練等への活用を進め、災害時に有効に活用されるような取り組みを進める。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全する。

iv 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ丘陵地の山林や市街地内の街路樹等を整備・保全するとともに、景観の維持を図る。

v 歴史的環境の保全

史跡三十三間堂官衙遺跡や亙理領主伊達氏歴代墓所等の歴史観光資源を保存・活用するため、史跡の環境整備に努める。

(4) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

東日本大震災や自然災害の激甚化を踏まえ、災害による被害を低減し、被災時にも早期の復興が可能となるよう、整備された防潮堤や高盛土道路等による多重防御や避難路の活用により、災害に強く安全な都市構造への転換を進める。

あわせて、東日本大震災の被害の実状と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成に加えて、台風や豪雨時における迅速な避難情報発令、土地の災害履歴の整理・確認、災害危険区域等の各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化、立地適正化計画に基づく誘導等、防災・減災の取り組みに努める。

特に亙理駅や逢隈駅周辺の新たに形成された市街地や既存市街地では、それぞれの地域において、災害リスクについて町民への積極的な周知を行う。

② 地震・津波災害に対する方針

i 広域避難・輸送ネットワークの維持・活用方針

大規模災害発災時には、広域的な幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たすことから、常磐自動車道や国道6号等の広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの維持・活用を図る。

ii 避難路・避難場所

指定避難所や避難路については、人口規模や土地利用の動向、地形特性、想定される災害の種類に応じて求められる規模や設備も変化することから、配置や機能について定期的な見直しを図るとともに、災害時にスムーズな利用が可能となるよう積極的な訓練や周知を進める。

③ その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な避難情報発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、昨今のゲリラ豪雨では、従前よりも浸水被害が拡大する傾向にあることから、これまでの「ながす」施設のみの整備だけではなく、水田への降雨を一時的に貯留する「田んぼダム」の取り組み等の「ためる」機能、雨量データの把握や避難訓練等の「そなえる」機能を充実させた、総合的な治水対策を図る。

さらに、大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化等を図る。